

# 平成27年度採用 市職員を募集

## 夏期試験の申込書を6月4日(水)から配布

平成27年度採用の市職員を募集します。今年度の採用試験は、夏期試験と秋期試験の2回に分けて行います。但し、職種、学歴区分で夏期試験、秋期試験の受験可能な試験が分かれていますので、ご注意ください。



総務部 人事課  
995-1806

### 申込書・案内書

#### 配布開始日

夏期試験／6月4日(水)

秋期試験／8月1日(金)

#### 配布場所／人事課

#### ■郵送での申込書の請求方法

封筒の表面に朱書きで「試験案内希望」と明記し、A4サイズの用紙が折らずに入る返信用封筒を同封してお送りください。返信用封筒には、送付先を明記し普通郵便の場合140円切手、速達郵便の場合420円切手をはってください。

#### 受付期間

夏期試験／6月4日(水)～7月2日(水)〔必着〕

8時30分～17時 ※(土)(日)を除く

秋期試験／8月1日(金)～8月29日(金)〔必着〕

8時30分～17時 ※(土)(日)を除く

### 申込方法

申込書・受験票に必要事項を記入し、人事課に提出してください。

### 第1次試験

#### 夏期試験

と き／7月27日(日)

ところ／西中学校

#### 秋期試験

と き／9月21日(日)

ところ／市役所

### 職種、採用予定人員と職務内容

#### 夏期試験

##### 一般事務A

定 員／約4人

職務内容／一般行政事務に従事します。

##### 土木技師

定 員／約3人

職務内容／土木に関する業務に従事します。

##### 建築技師

定 員／約1人

職務内容／建築に関する業務に従事します。

##### 幼稚園教諭・保育士A

定 員／約1人

職務内容／幼稚園または保育園などに勤務し、園児の幼児教育、保育に従事します。

##### 幼稚園教諭・保育士B

定 員／約1人

職務内容／幼稚園または保育園などに勤務し、知識と経験を活かし、中堅職員として、園児の幼児教育、保育に従事します。

#### 秋期試験

##### 一般事務A

定 員／約1人

職務内容／一般行政事務に従事します。

##### 一般事務B（身体障がい者対象）

定 員／約1人

職務内容／一般行政事務に従事します。

##### 土木技師

定 員／若干名

職務内容／土木に関する業務に従事します。

##### 建築技師

定 員／若干名

職務内容／建築に関する業務に従事します。

##### 消防

定 員／約4人

職務内容／消防署に勤務し、消防業務に従事します。



## 受験資格

職種	区分	受験資格（各区分ごとのすべての要件を満たす方）	試験区分	
			夏期	秋期
一般事務A	大学卒程度	①昭和59年4月2日以降に生まれた方②学校教育法による大学（これと同等と認める学校を含む）を卒業した方または平成27年3月卒業見込の方	○	×
	短大卒程度	①昭和62年4月2日以降に生まれた方②学校教育法による短期大学（これと同等と認める学校を含む）か、高等専門学校を卒業した方または平成27年3月卒業見込の方	○	×
	高校卒程度	①平成元年4月2日以降に生まれた方②学校教育法による高等学校（これと同等と認める学校を含む）を卒業した方または平成27年3月卒業見込の方	×	○
一般事務B (身体障がい者対象)	大学卒程度	①昭和44年4月2日以降に生まれた方②学校教育法による大学（これと同等と認める学校を含む）を卒業した方または平成27年3月卒業見込の方	×	○
	短大卒程度	①昭和44年4月2日以降に生まれた方②学校教育法による短期大学（これと同等と認める学校を含む）か、高等専門学校を卒業した方または平成27年3月卒業見込の方	×	○
	高校卒程度	①昭和44年4月2日以降に生まれた方②学校教育法による高等学校（これと同等と認める学校を含む）を卒業した方または平成27年3月卒業見込の方	×	○
		(1) 身体障害者手帳の交付を受けている方 (2) 自力で通勤でき、かつ介助者なしで職務の遂行が可能な方 (3) 通常の勤務時間（原則週38時間45分、1日7時間45分）に対応できる方 (4) 活字印刷文による試験問題に対応できる方		
土木技師	大学卒程度	①昭和55年4月2日以降に生まれた方②学校教育法による大学（これと同等と認める学校を含む）で土木の学科を専攻し卒業した方または平成27年3月卒業見込の方	○	○
	短大卒程度	①昭和55年4月2日以降に生まれた方②学校教育法による短期大学（これと同等と認める学校を含む）か、高等専門学校で土木の学科を専攻し卒業した方または平成27年3月卒業見込の方	○	○
	高校卒程度	①昭和55年4月2日以降に生まれた方②学校教育法による高等学校（これと同等と認める学校を含む）で土木の学科を専攻し卒業した方または平成27年3月卒業見込の方	×	○
建築技師	大学卒程度	①昭和55年4月2日以降に生まれた方②学校教育法による大学（これと同等と認める学校を含む）で建築の学科を専攻し卒業した方または平成27年3月卒業見込の方	○	○
	短大卒程度	①昭和55年4月2日以降に生まれた方②学校教育法による短期大学（これと同等と認める学校を含む）か、高等専門学校で建築の学科を専攻し卒業した方または平成27年3月卒業見込の方	○	○
	高校卒程度	①昭和55年4月2日以降に生まれた方②学校教育法による高等学校（これと同等と認める学校を含む）で建築の学科を専攻し卒業した方または平成27年3月卒業見込の方	×	○
幼稚園教諭・保育士A	大学卒程度	①昭和59年4月2日以降に生まれた方②学校教育法による大学（これと同等と認める学校を含む）を卒業した方または平成27年3月卒業見込の方③幼稚園教諭の免許かつ保育士の資格を有する方または平成27年3月末日までに取得見込の方	○	×
	短大卒程度	①昭和59年4月2日以降に生まれた方②学校教育法による短期大学（これと同等と認める学校を含む）か、高等専門学校を卒業した方または平成27年3月卒業見込の方③幼稚園教諭の免許と保育士の資格を有する方または平成27年3月末日までに取得見込の方	○	×
幼稚園教諭・保育士B	大学卒程度	①昭和54年4月2日以降、昭和59年4月1日までに生まれた方②学校教育法による大学（これと同等と認める学校を含む）を卒業し、幼稚園教諭の免許と保育士の資格を有し、平成26年6月1日現在、幼稚園教諭か保育士のどちらか7年以上、または幼稚園教諭と保育士の通算で7年以上の経験がある方	○	×
	短大卒程度	①昭和54年4月2日以降、昭和59年4月1日までに生まれた方②学校教育法による短期大学（これと同等と認める学校を含む）か、高等専門学校を卒業し、幼稚園教諭の免許と保育士の資格を有し、平成26年6月1日現在、幼稚園教諭か保育士のどちらか7年以上、または幼稚園教諭と保育士の通算で7年以上の経験がある方	○	×
消防	大学卒程度	①平成元年4月2日以降に生まれた方②学校教育法による大学（これと同等と認める学校を含む）を卒業した方または平成27年3月卒業見込の方	×	○
	短大卒程度	①平成3年4月2日以降に生まれた方②学校教育法による短期大学（これと同等と認める学校を含む）か、高等専門学校を卒業した方または平成27年3月卒業見込の方	×	○
	高校卒程度	①平成5年4月2日以降に生まれた方②学校教育法による高等学校（これと同等と認める学校を含む）を卒業した方または平成27年3月卒業見込の方	×	○

※○は受験可能です。×は受験できません。

## 試験方法

### 〈第一次試験〉

試験科目	職種	内容
教養試験	全職種	一般的知識及び知能について大学卒、短大卒、高校卒程度に分けて筆記試験を行います。
適性試験	全職種	事務適正検査と一般性格診断検査を行います。消防は消防適性検査も行います。
専門試験	土木技師、建築技師	大学卒、短大卒、高校卒程度に分けて筆記試験を行います。
体力検査	消防	職務の遂行に必要な体力を有するかについて検査します。
口述試験	一般事務、幼稚園教諭・保育士	人物、能力などについて面接による試験を行います。

### 〈第二次試験〉

試験科目	職種	内容
小論文試験	全職種	職務の遂行に必要な論文能力について試験を行います。
口述試験		人物、能力などについて面接による試験を行います。
実技試験	幼稚園教諭・保育士	職務の遂行に必要な実技能力（音楽）について試験を行います。

### 〈第三次試験〉

試験科目	職種	内容
口述試験	全職種	人物、能力などについて面接による試験を行います。
健康診断	消防、一般事務B	職務の遂行に必要な健康状態にあるか否かについて、健康診断を行います。

※短大卒業程度試験は大学卒業（見込）の方は受験できません。

※高校卒業程度試験は短大卒業（見込）の方や大学卒業（見込）の方は受験できません。

※高校卒業後に次の要件のすべてを満たす専門学校を卒業した方は、短大卒程度となります。

- (1) 学校教育法第125条に規定する専修学校の専門課程であること。
- (2) 修学年数が2年以上であること。
- (3) 1,600時間以上の授業の履修があること。

次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない方
- (2) 成年被後見人または被保佐人
- (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (4) 裾野市職員として懲戒免職の処分を受け、その

処分の日から2年を経過しない方

- (5) 日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成した方またはこれに加入した方

